

## 中津川市公共交通会議設置要綱の改正及び財務規程の制定について

### ◇概要

「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」の補助メニューの1つである「地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金」（通称：フィーダー補助）の補助対象事業者が、令和7年度申請分より交通事業者から活性化法法定協議会へ変更になりました。

従来、国から交通事業者に振り込まれていましたが、中津川市公共交通会議あてに振り込まれることになるため、中津川市公共交通会議名義の口座を開設することとなりました。

これに伴い、中津川市公共交通会議の設置要綱の改正、関係する規程の制定を行うものです。

### ◇資料について

- ①中津川市公共交通会議設置要綱の一部を改正する要綱 新旧対照表・・・別添1
- ②中津川市公共交通会議財務規程・・・別添2
- ③中津川市公共交通会議事務局規程・・・別添3
- ④令和8年度中津川市公共交通会議収支予算（案）・・・参考

## 中津川市公共交通会議設置要綱の一部を改正する要綱 新旧対照表

改正後	改正前
(目的)	(目的)
<p><b>第1条</b> 中津川市公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。）及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付け国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号及び国空環第103号。以下「交付要綱」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスを実現し、及び次条に規定する事務を行うために必要となる事項を協議するため設置する。</p>	<p><b>第1条</b> 中津川市公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。）及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付け国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号及び国空環第103号。以下「交付要綱」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスを実現し、及び次条に規定する事務を行うために必要となる事項を協議するため設置する。</p>
<u>(事務所)</u>	
<p><b>第2条</b> 交通会議は、事務所を岐阜県中津川市かやの木町2番1号、中津川市役所内に置く。</p>	
(所掌事務)	
<b>第3条</b> 交通会議の所管する事務は、次のとおりとする。	
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域の実情に即した持続可能な輸送サービスの実現に必要となる事項の協議</li> <li>(2) 交通会議での協議が調っていることを証する書類の発行</li> <li>(3) 地域公共交通計画その他活性化再生法及び交付要綱の規定に基づく計画（以下「地域公共交通計画等」という。）の策定及び変更に関する事項</li> <li>(4) 地域公共交通計画等の実施に関する事項</li> </ul>	<p><b>第2条</b> 交通会議の所管する事務は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域の実情に即した持続可能な輸送サービスの実現に必要となる事項の協議</li> <li>(2) 交通会議での協議が調っていることを証する書類の発行</li> <li>(3) 地域公共交通計画その他活性化再生法及び交付要綱の規定に基づく計画（以下「地域公共交通計画等」という。）の策定及び変更に関する事項</li> <li>(4) 地域公共交通計画等の実施に関する事項</li> </ul>
(協議事項)	
<b>第4条</b> 前条第1号に規定する協議事項は、次のとおりとする。	
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関する事項</li> <li>(2) 市運営有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項</li> <li>(3) 公共交通空白地有償運送の必要性、旅客から收受する対価、適正な運営の確保等に関する事項</li> <li>(4) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項</li> </ul> <p>（交通会議の構成員）</p>	<p><b>第3条</b> 前条第1号に規定する協議事項は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関する事項</li> <li>(2) 市運営有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項</li> <li>(3) 公共交通空白地有償運送の必要性、旅客から收受する対価、適正な運営の確保等に関する事項</li> <li>(4) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項</li> </ul> <p>（交通会議の構成員）</p>
<b>第5条</b> 交通会議は、別表1に掲げる者をもって構成する。	<p><b>第4条</b> 交通会議は、別表1に掲げる者をもって構成する。</p>

改正後	改正前
<p>(交通会議の運営)</p> <p><b>第6条 会議に次の役員を置く。</b></p> <p>(1) 会長 1名  (2) 監事 1名</p> <p>2 会長は、副市長をもって充てる。  3 監事は、会長の指名によりこれを定める。</p> <p>4 会長は交通会議を代表し、会務を総括する。  5 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。  6 <u>監事は、会議の会計監査を行い、その結果を会議において報告する。</u>  7 交通会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となり議事進行を行う。  8 委員は、同じ組織に所属する者を代理人として会議に出席させ、表決を委任することができる。  9 委員は、前項に規定する場合を除き、会議を欠席する場合は、委任状により他の出席委員に表決を委任することができる。  10 交通会議は、委員の過半数の出席により成立する。この場合において、前2項に定める代理人又は委任状により表決を委任した委員（以下「代理人等」という。）は、出席委員とみなす。  11 交通会議の議決は、代理人等を含め、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長が決するところによる。  12 交通会議は、原則として公開とする。  13 交通会議の庶務は、リニア都市政策部都市計画課において処理する。  14 地域公共交通に関する相談、苦情等に対応するため、リニア都市政策部都市計画課を連絡及び通報の窓口とする。</p> <p>(運賃協議会)</p> <p><b>第7条</b> 交通会議は、法第9条第4項に規定する協議組織として、運賃協議会を置き、乗合旅客運送の運賃・料金に関する事項を協議するものとする。</p> <p>2 運賃協議会は、別表2に掲げる者をもって構成する。</p> <p>(幹事会)</p>	<p>(交通会議の運営)</p> <p>交通会議に会長を置き、副市長をもって充てる。</p> <p>2 会長は交通会議を代表し、会務を総括する。  3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。  4 交通会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となり議事進行を行う。  5 委員は、同じ組織に所属する者を代理人として会議に出席させ、表決を委任することができる。  6 委員は、前項に規定する場合を除き、会議を欠席する場合は、委任状により他の出席委員に表決を委任することができる。  7 交通会議は、委員の過半数の出席により成立する。この場合において、前2項に定める代理人又は委任状により表決を委任した委員（以下「代理人等」という。）は、出席委員とみなす。  8 交通会議の議決は、代理人等を含め、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長が決するところによる。  9 交通会議は、原則として公開とする。  10 交通会議の庶務は、リニア都市政策部都市計画課において処理する。  11 地域公共交通に関する相談、苦情等に対応するため、リニア都市政策部都市計画課を連絡及び通報の窓口とする。</p> <p>(運賃協議会)</p> <p><b>第6条</b> 交通会議は、法第9条第4項に規定する協議組織として、運賃協議会を置き、乗合旅客運送の運賃・料金に関する事項を協議するものとする。</p> <p>2 運賃協議会は、別表2に掲げる者をもって構成する。</p> <p>(幹事会)</p>

改正後	改正前
<p><b>第8条</b> 交通会議の運営に必要な事項を処理するため、交通会議に幹事会を置く      2 幹事会は、第<u>5</u>条に定める構成員及びその他から交通会議が必要と認めた者を委員とする。      3 幹事会は、必要に応じて関係者を招集し、意見を聴くことができる。      (地域部会)</p>	<p><b>第7条</b> 交通会議の運営に必要な事項を処理するため、交通会議に幹事会を置く      2 幹事会は、第4条に定める構成員及びその他から交通会議が必要と認めた者を委員とする。      3 幹事会は、必要に応じて関係者を招集し、意見を聴くことができる。      (地域部会)</p>
<p><b>第9条</b> 連携計画等の策定若しくは見直し又は事業の実施に当たり、その内容を協議し、及び事業の円滑な実施を促進するため、交通会議に地域部会を置くことができる。      2 地域部会は、地域の住民代表又は住民組織、交通事業者その他当該地域の関係者等により構成するものとする。      3 地域内の公共交通に関する検討を行う組織が存在している地域においては、地域部会に代えて当該組織により協議を行うことができるものとする。      (協議結果の取扱い)</p>	<p><b>第8条</b> 連携計画等の策定若しくは見直し又は事業の実施に当たり、その内容を協議し、及び事業の円滑な実施を促進するため、交通会議に地域部会を置くことができる。      2 地域部会は、地域の住民代表又は住民組織、交通事業者その他当該地域の関係者等により構成するものとする。      3 地域内の公共交通に関する検討を行う組織が存在している地域においては、地域部会に代えて当該組織により協議を行うことができるものとする。      (協議結果の取扱い)</p>
<p><b>第10条</b> 交通会議において協議が調った事項について、委員はその結果を尊重し、当該事項を誠実に実施するよう努めるものとする。</p> <p>(事業年度)</p>	<p><b>第9条</b> 交通会議において協議が調った事項について、委員はその結果を尊重し、当該事項を誠実に実施するよう努めるものとする。</p>
<p><b>第11条</b> <u>交通会議の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</u>      (財務に関する事項)</p>	
<p><b>第12条</b> <u>交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。</u>      (委任)</p>	<p>(委任)</p>
<p><b>第13条</b> この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。</p>	<p><b>第10条</b> この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。</p>

## 別添2

### 中津川市公共交通会議財務規程

令和 年 月 日制定

#### (趣旨)

第1条 この規程は、中津川市公共交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (予算)

第2条 交通会議の予算は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また交通会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

- 2 交通会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に交通会議に諮るものとする。
- 3 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。
- 4 会長は、第2項の規定により、予算が交通会議の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに中津川市長に送付しなければならない。

#### (予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに交通会議に諮るものとする。

- 2 前項の規定により、補正予算が交通会議の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

#### (予算区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

- 2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。
- 3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

#### (予算の流用及び予備費の充用)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、中津川市の例によるものとする。

- 2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、交通会議に報告しなければならない。

#### (出納及び現金等の保管)

第6条 交通会議の出納は、会長が行う。

- 2 交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

#### (収入及び支出の手続)

第8条 交通会議の予算に係る収入及び支出の手続きは、中津川市の例により行うものとする。

- 2 会長は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

- (1) 予算整理簿

## 別添2

### (2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

#### (決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、交通会議の決算を調製し、交通会議の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により交通会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに中津川市長に送付しなければならない。

#### (委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

#### 別表第1（第4条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雜入

#### 別表第2（第4条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

## 別添3

### 中津川市公共交通会議事務局規程

令和 年 月 日制定

#### (趣旨)

第1条 この規程は、中津川市公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局に關し、必要な事項を定めるものとする。

#### (所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 交通会議の会議に関すること。
- (2) 交通会議の資料作成に関すること。
- (3) 交通会議の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項

#### (職員等)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、中津川市都市計画課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、中津川市の職員をもって充てる。

#### (専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他交通会議運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

#### (文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、中津川市において定められている文書の取扱いの例による。

#### (公印の取扱い)

第6条 交通会議の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 交通会議の公印の保管、取扱い等については、中津川市において定められている公印の取扱いの例による。

#### (委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

## 別添3

別表 (第6条関係)

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
中津川市公共交通会議会長の印	○○交通会議 会長之印	てん書	21×21	会長名をもつて発する文書	1	事務局長

参 考

## 令和8年度 中津川市公共交通会議収支予算（案）

【収入の部】

(単位：円)

款	項	目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減 (R8-R7)	説明
1 負担金	1 負担金	1 負担金	11,000,000	0	11,000,000	中津川市
2 補助金	1 補助金	1 補助金	8,257,000	0	8,257,000	国（フィーダー補助金）
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	0	0	0	
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入	0	0	0	
合 計			19,257,000	0	19,257,000	

【支出の部】

(単位：円)

款	項	目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減 (R8-R7)	説明
1 運営費	1 会議費	1 会議費	0	0	0	
	2 事務費	1 事務費	10,000	0	10,000	振込手数料
2 事業費	1 事業費	1 事業費	19,247,000	0	19,247,000	フィーダー補助金 計画改定業務委託
3 予備費	1 予備費	1 予備費	0	0	0	
合 計			19,257,000	0	19,257,000	

※市の予算議決が3月末のため、収支予算案は6月の公共交通会議で議題とします。